

# 一般社団法人愛知障害者就労共同受注販売センター 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人愛知障害者就労共同受注販売センターと称する。

### (主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### (目的)

第3条 当法人は、愛知の各障害者就労事業が行う就労事業の共同受注や共同販売などの共同化を推進する。よって、各就労事業が活性化することで、各事業所が一層充実・発展し、障害者就労に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 各事業所の役務の提供等の共同受注
- (2) 各事業所がつくる商品等の共同販売
- (3) 1, 2号の事業をすすめるため各事業所の生産能力やサービス提供能力の向上を図る研修及び指導
- (4) 当法人の業務・活動の広報宣伝活動
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### (機関)

第6条 当法人は、社員総会、理事のほか、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

### (種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。